



悪質なリフォーム事業者の 勧誘手口にご注意!

悪質なリフォーム事業者は、契約をとるためにさまざまな手口であなたを勧誘します。

突然自宅にやってきて、あなたに知識がないこと、

すぐには確認できないことで不安をあおったり、

事実と違うことを言って事実を誤認させ、契約をさせようとしています。

訪問販売がすべて悪質というわけではありませんが、

悪質な事業者のよくある手口を知っておくといいでしょう。

手口例 ①

近所で工事している者ですが、
おたくの屋根の棟板金が
浮いているのが見えました。
今なら無料で釘を打ってあげます。
屋根にあがっていいですか?

手口例 ②

火災保険を使えば
補修が無料でできます。
保険金の請求手続も
こちらでサポートするので、
補修しませんか?

手口例 ③

国の制度改正で
省エネリフォームが
義務化※されましたので、
ご自宅のリフォームが必要です。

※実際にはリフォームの義務化はされていません。

WEB版は
こちらから
CHECK!!



OPEN! 詳しい対策を
ご紹介します!



トラブルで困った時は一人で悩まず相談を

電話相談(無料)

住まいるダイヤルは国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。

住宅に関する様々なご相談を、

一級建築士の資格を有する相談員がお受けします。

国土交通大臣指定の相談窓口



03-3556-5147

受付時間 10:00~17:00
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

固定電話からは、全国どこからでも市内通話料で
ご利用いただけます(一部のサービスを除く)。



リフォーム見積チェックサービス(無料)

住まいるダイヤルのWEBサイトはこちら

住まいるダイヤル

www.chord.or.jp

CHECK!!



公正・中立な立場で、年間3万件以上の電話相談をお受けしています。

WEBサイトには、

各種相談のご利用方法や多くの相談事例が掲載されています。

発行:公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番7号 九段センタービル3階

トラブルに
あわない
ために

悪質

リフォーム

事業者

にご注意ください!!



悪質リフォームの トラブル事例

工事契約書の提示がなく
口頭のみで強引に工事され、
高額な工事費用を請求された。



工事中に不具合を見つけた
と言って不要な工事をされ、
追加費用を請求された。



工事費用を支払ったが
工事予定日になっても工事が
始まらず、リフォーム事業者と
連絡が取れなくなった。



当初の予定と異なる
住宅設備に勝手に変更され、
請求額が増えていた。



住みいるダイヤルの相談事例

床下の点検を勧められて
次々と契約した
床下断熱工事と補強工事の
クーリング・オフは可能か。



詳細はこちら



「国の補助金を利用して、
無料で省エネリフォームができる」
と勧誘され、
リフォーム工事の契約をしたが、
大丈夫か。



詳細はこちら



悪質 なリフォーム事業者の 手口 と 対策



手口例 ①



近所で工事している者ですが、
おたくの屋根の棟板金が
浮いているのが見えました。
今なら無料で釘を打ってあげます。
屋根にあがっていいですか？

POINT

突然訪問してきた事業者は、様々な口実で勧誘してきます。
「以前リフォームした事業者の事業を引き継いだ」など、とっさに否定するのが
難しい口実を使うので、鵜呑みにしないことが大切です。セールスであることを
はっきり言わないまま、契約を勧めてきたら用心するのが無難です。
また、「無料で補修(点検)させてください」といって、あなたが自分で見られない
屋根や床下に入り、「不具合がある」などと不安をあおって契約を勧めてきます。
契約も1回だけではなく、高齢者などを狙って何度も何度も繰り返し、不必要な
工事を契約させられるケース(次々販売/過量販売)もあるので注意が必要です。

対策

- ✓ その場で、事業者に点検させない
- ✓ 補修工事の勧誘をされても、その場では契約しない
- ✓ どうしても補修工事が必要な場合は、複数の事業者から見積りをとる

手口例 ②



火災保険を使えば
補修が無料でできます。
保険金の請求手続きもこちらで
サポートするので、補修しませんか？

POINT

火災保険や地震保険を使って自己負担なし、実質無料で補修しませんか?と突然
訪問して契約の勧誘をしてくる事業者がいます。特に、台風や大雨、地震などの
自然災害のあとに多いようです。
保険金の支払い対象に当たるか、保険金がいくらになるかは損害保険会社の判断
によります。事業者との契約金額と保険金の差額が、自己負担として請求される
リスクも想定しましょう。
また、高額な手数料やキャンセル料を請求されたり、経年劣化などによるものを
うその理由で請求して保険金を詐取しようとするケースもあるようです。

対策

- ✓ その場では事業者と契約しない
- ✓ 火災保険のことは、損害保険会社または代理店に自分で相談する
- ✓ どうしても補修工事が必要な場合は、複数の事業者から見積りをとる

手口例 ③



国の制度改正で
省エネリフォームが
義務化*されましたので、
ご自宅のリフォームが必要です。

※実際にはリフォームの義務化はされていません。

POINT

国の制度が改正されると、便乗して契約を獲得しようとする事業者が出ると想定
されます。
最近でも、2022年6月に建築物省エネ法や建築基準法等が改正され、省エネ
リフォームなどに対する補助金が出るなど支援制度も用意されているので、これら
の改正に関係する工事の営業も増えることが予想されます。
悪質なリフォーム事業者がこれらの機運に便乗することもあるでしょう。訪問販売
で不意を突かれた上に、国の制度で義務化された、などと言われても、あわてずに
その場で契約しないことが大切です。

対策

- ✓ その場では事業者と契約しない
- ✓ 義務化等の事実を確認(ファクトチェック)する
- ✓ どうしても補修工事が必要な場合は、複数の事業者から見積りをとる